

動薬協会発 106 号
令和 2 年 10 月 12 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

獣医師法第 22 条の規定に基づく届出について (依頼)

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり畜水産安全管理課長通知 (2 消安第 2906 号) がありましたので、お知らせします。

2 消 安 第 2 9 0 6 号
令 和 2 年 1 0 月 5 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第22条の規定に基づく届出について（依頼）

平素より当課の獣医事行政に御協力を賜りありがとうございます。

御承知のとおり、全ての獣医師は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条に基づき2年ごとに農林水産省令で定める事項の届出が義務付けられております。

本年度は、その届出を行う年となっておりますので、貴会下の獣医師に対して別添を回覧いただくなどの方法によりこのことについて周知いただけますようお願いいたします。





回覧に御協力願います。

令和2年10月5日

獣医師の皆様へ

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班

獣医師法第22条に基づく届出について

全ての獣医師は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条に基づき2年ごとに農林水産省令で定める事項の届出が義務付けられております。

本年度は、その届出を行う年となっておりますので、獣医師業務に就いているか否かにかかわらず、全ての獣医師が令和2年12月31日現在の状況を、令和3年1月1日～1月31日の期間に、お住まいの住所地を管轄する都道府県へ届け出なければなりません。

なお、届出の様式及び記載方法については、農林水産省ホームページで御確認頂けます。

<詳細について>

農林水産省ホームページ

→ 獣医師法第22条に基づく届出

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>)

獣医師免許をお持ちの皆様へ

**令和2年12月31日現在の状況を、
お住まいの都道府県に届け出てください。**

- ◎ 獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務付けられています。
- ◎ 令和2年は届出が必要です。
- ◎ 届出様式に必要事項を記入の上、令和3年1月1日から1月31日までに、お住まいの都道府県に提出してください。

※届出様式や記載方法は農林水産省HP

(下記URL)に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

獣医師 届出

検索



- ◆ 期日までに届出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- ◆ 集計結果は獣医師の分布、就業状況、異動状況等を的確に把握するために利用されています。

※結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名や性別が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。詳細は、農林水産省HP(下記URL)に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

**農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班**



(1) 登録番号	第 <input type="text"/> 号	(2) 本籍地の属する 都道府県名	都道 府県
(3) 登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 年 月 日 4 大正	(4) 生年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 年 月 日 4 大正 5 明治
ふりがな (5) 氏名			(6) 性別 男・女
(7) 現住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 <input type="text"/> 市区町村 電話(<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>)		
(8) 主たる職業 ((9)から(11)の各項目について最も該当するものを○で囲むこと。)			
(9) 業務の種類	(10) 業務の内容	(11) 勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及び II 以外の診療 IV 診療以外の業務であつて 獣医学上の知識を必要とするもの V 獣医学上の知識を必要としない業務 VI 無職 (I又はIIを○で囲んだ者は、 Iのiからvまで又はIIのiから iiiまでの主たる対象を一つ選択し、 ○で囲むこと。)	1 自ら開設する診療施設において診療の 業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診 療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従 事 4 他の者に雇用され往診のみによって診 療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事 (教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者(大学院生を含 む。)で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事 (教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他 (5又は10を○で囲んだ者は、5のAからEまで又は10 のAからウまでの該当する分野を一つ選択し、○で 囲むこと。)	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組 合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校 10 競馬関係団体 11 民間企業 12 公益法人、一般社団法人 等 13 その他 (04から06までのいずれかを○で囲んだ 者は、①から⑥までの番号を一つ選択 し、○で囲むこと。) ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他	
ふりがな (12) 勤務先の名称			
(13) 勤務先の所在地	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 <input type="text"/> 市区町村 電話(<input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>)		
(14) 従たる職業の概要			
(15) 備考			